

# 厚岸町立太田小学校学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、太田小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

## いじめの防止等に関する基本的な方針

### 1 いじめの定義

いじめとは、「該当児童生徒が、一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

（平成 18 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

### 2 基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうる」「誰もが被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべての児童を対象に、全教職員でいじめの防止等の対策を講ずる。

### 3 いじめの禁止

児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

### 4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全校児童が「明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、保護者、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## いじめの防止等のための基本となる事項

### 1 基本的な取組

#### ①学校におけるいじめの防止

- (ア) 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また教師一人一人が分かりやすい授業に心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高める教育活動に努める。
- (イ) 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対許されない」という認識を児童がもつよう、教育活動全体を通して指導する。また、見て見ぬふり、知らん顔等も「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。
- (ウ) いじめ防止に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動等を利用し、挨拶運動、いじめ防止標語等を実施する。

#### ②いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめ調査等  
いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。（学校評価時に項目を追加する。）
  - ①児童対象いじめアンケート調査 年 3 回
  - ②保護者対象いじめアンケート調査 年 2 回
  - ③教育相談等を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年 2 回以上
- (イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①いじめ相談箱の設置
- ②スクールカウンセラーの活用

(ウ) いじめの防止等のために従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### ③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

## 2 いじめ防止等に関する措置

### ①いじめの防止等の組織の設置

校長、教頭、生徒指導部長、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭からなるいじめの防止等を実効的に行うための「生徒指導校内委員会」を設置する。ただし、小規模校である本校の実態から、基本的には全教職員で全ての事案に対応する。必要に応じて委員会を開催する。

### ②いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、厚岸町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

これは、児童、保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

## 4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。